
公益信託 熊谷環境基金 平成 30 年度募集要項

地球環境の保全を目的として、自然環境保護や資源循環型経済社会システムの定着への取組み等を行なう団体・グループに対する助成

公益信託 熊谷環境基金
受託者 三井住友信託銀行株式会社

1. 助成対象について

主として熊谷市内において、下記に掲げる助成対象活動を行う団体・グループ（営利を目的とする事業または活動を行わないもの）に対して助成します。

- (1) 地球環境の保全を目的とする自然環境の保護のための活動
- (2) 地球環境の保全を目的とする資源循環型社会システムを定着させるための活動

2. 助成対象事業

平成 30 年度は、下記の 2 種類の事業に対して助成します。なお、5 年を超えての連続助成は行いません。（申請書の用紙は下記事業ごとにございます。応募する事業の用紙を使用していただきます様ご記入の際にはご注意ください。）

(1) 一般事業

- ア. 上記 1 に該当する活動全般を行う団体・グループに対して助成します。
- イ. 助成対象費用：活動に必要な実費全般について助成します。
但し、除草剤等の環境に影響を与える物品購入や自治会で負担すべきゴミ箱設置費用等は助成対象外とします。
- ウ. 助成金額：1 団体あたり 20 万円を上限とし、事業総額の 80% までを助成します。
本年度は助成金総額 350 万円以内の予定です。

(2) 環境整備事業

- ア. 上記 1 (1) に該当する活動の内、自然環境の保護に資する施設の整備活動を行う団体・グループに対して助成します。
但し、所有・管理・運営等が公共（県、市、外郭団体等）である施設の整備は、対象外とします。
- イ. 助成対象費用：上記施設の整備活動に必要な実費のうち、下記費用についてのみ助成します。
人件費、物品購入費、委託外注費、機材等借上料
いずれの費用も、団体・グループが行う他の活動（施設の整備以外の活動）に要する費用に使用することは認めません。
- ウ. 助成金額：1 団体あたり 100 万円を上限とします。
本年度は助成金総額 150 万円以内の予定です。

3. 助成対象事業の期間

助成対象となる事業の期間は、事業全体の実施期間に関係なく、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの事業とします。

4. 申請書について

三井住友信託銀行のホームページの公益信託募集案内一覧のページからダウンロードして下さい。

5. 応募方法について

「助成申込書」に必要事項を記入し、定款・会則又は規約を添付の上、応募期間内に当基金事務局まで郵送してください。

(応募書類は返還いたしません。)

6. 助成申込書記入上の注意事項

- (1) 講師謝金・人件費・物品購入費・委託外注費については、単価・数量を記載すること。
- (2) 講師謝金・人件費については、当基金からの助成は1人日5千円を上限とすること。
- (3) 費用については、極力、見積書を添付すること。

7. 応募期間について

平成30年4月1日～平成30年5月31日必着。

なお、期限につきましては、手続きの都合上厳守させていただきますのであしからずご了承下さい。

8. 選考方法について

当基金運営委員会(7月開催予定)の審議を経て、三井住友信託銀行株式会社が受給者及び助成金額を決定します。

9. 助成金の給付について

給付決定後、「助成金採用決定通知書」を送付致します。その後、届出の振込口座に平成30年8月中を目処に銀行振込により給付致します。

10. 報告書等の提出について

受給者は、助成を受けた活動についてその完了の日から2ヶ月以内に活動報告書を受託者に提出していただきます(領収書(写)を添付してください)。なお、助成を受けた年度内に活動が終了しない場合であっても、平成31年3月末時点で中間報告を文書にて受託者に提出していただきます。

11. その他

当基金を広く知らしめるため、受給者は当基金より助成を受けた旨をパンフレット等広報資料に明記してください。また、将来成果発表会の開催を予定しています。既受給者の皆様に後日発表をお願いする場合がありますのでその際はご協力をよろしく申し上げます。

以上

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
熊谷環境基金 申請口

TEL 03-5232-8910(受付: 平日9時~17時) FAX 03-5232-8919

申請書掲載URL <http://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>